

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号））

改 正 案	現 行
<p>（区民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）</p> <p>第12条 前条第2項の認定を受けていない区民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が<u>2,000円</u>を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が<u>2,000円</u>を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金</u>のうち、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第12条 前条第2項の認定を受けていない区民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が<u>5,000円</u>を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が<u>5,000円</u>を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを</u>含む。）のうち、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>同項の所得割の納</u></p>

第2項に定めるところにより計算した金額とする。

税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第18条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

<u>195万円以下の金額</u>	<u>100分の85</u>
<u>195万円を超え330万円以下の金額</u>	<u>100分の80</u>
<u>330万円を超え695万円以下の金額</u>	<u>100分の70</u>
<u>695万円を超え900万円以下の金額</u>	<u>100分の67</u>
<u>900万円を超え1,800万円以下の金額</u>	<u>100分の57</u>
<u>1,800万円を超える金額</u>	<u>100分の50</u>

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第18条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(区民税にかかる不申告に関する過料)

第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は第23条第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

[同左]

第36条の10 分離課税にかかる所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

[同左]

第44条 軽自動車等の所有者等又は第37条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者

(区民税に係る不申告に関する過料)

第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第36条の10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第44条 軽自動車等の所有者等又は第37条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者

に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第51条の6 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第51条の3第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第56条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第58条 前条第2項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

付 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9

に対し、3万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同左〕

第58条 前条第2項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

付 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付

条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項又は付則第14条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条

則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項又は付則第14条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 第18条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第20条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(2) 第18条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第20条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(3) 前年中の所得について付則第9条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50

(4) 前年中の所得について付則第12条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60

(5) 前年中の所得について付則第8条第1項、付則第10条第1項、付則第13条第1項又は付則第14条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

〔同左〕

第4条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条

第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額（第15条第1項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第23条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定

3 〔略〕  
(上場株式等に係る配当所得に係る区民税の課税の特例)

第8条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 〔略〕

〔同左〕

第8条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付

(3)・(4) 〔略〕

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 〔略〕

4 〔略〕

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第10条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第2

則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 〔略〕

〔同左〕

第9条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 〔略〕

4 〔略〕

〔同左〕

第10条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第2



0条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 〔略〕

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2

0条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 〔略〕

〔同左〕

第12条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び

第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 〔略〕

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 〔略〕

付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 〔略〕

〔同左〕

第13条 〔略〕

2 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 〔略〕

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所

[同左]

第14条の2 [略]

2 [同左]

(1) [略]

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

[同左]

第14条の4 [略]

2 [同左]

(1) [略]

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の

得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得

割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 [同左]

(1) [略]

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項の

<p>割の額の合計額」と、第20条の3第1項中「第15条第4項」とあるのは「付則第14条の4第4項」とする。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>規定による区民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と</u>、第20条の3第1項中「第15条第4項」とあるのは「付則第14条の4第4項」とする。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6 [略]</p>
--	---

第2条による改正（墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成20年墨田区条例第30号））

改 正 案	現 行
<p>付 則 (区民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例付則第8条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する区民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。</p> <p>9～14 [略]</p> <p>15 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例付則第13条の2第2項に規定す</p>	<p>付 則 (区民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例付則第8条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する区民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。</p> <p>9～14 [略]</p> <p>15 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例付則第13条の2第2項に規定す</p>

る譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例付則第13条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する区民税の所得割の額は、新条例付則第13条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例付則第13条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

16~19 [略]

20 平成20年4月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例付則第14条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

る譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例付則第13条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する区民税の所得割の額は、新条例付則第13条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例付則第13条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

16~19 [略]

20 平成20年4月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例付則第14条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

第3条による改正(墨田区特別区税条例の一部を改正する条例(平成22年墨田区条例第22号))

改 正 案	現 行
付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から	付 則 〔同左〕 第1条 〔同左〕

<p>施行する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 付則第13条の3の改正規定及び次条第4項の規定 <u>平成27年1月1日</u> (区民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 新条例付則第13条の3の規定は、<u>平成27年度</u>以後の年度分の区民税について適用する。</p>	<p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 付則第13条の3の改正規定及び次条第4項の規定 <u>平成25年1月1日</u> 〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 新条例付則第13条の3の規定は、<u>平成25年度</u>以後の年度分の区民税について適用する。</p>
---	---

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中墨田区特別区税条例第12条第1項の改正規定、同条例第25条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第36条の10第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第44条第1項の改正規定、同条例第51条の5の次に1条を加える改正規定、同条例第56条の次に1条を加える改正規定及び同条例第58条第1項の改正規定並びに付則第3条の規定 平成23年12月1日
- (2) 第1条中墨田区特別区税条例第20条の改正規定 平成24年1月1日
- (3) 第1条中墨田区特別区税条例付則第4条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第20条第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 新条例付則第4条の規定は、平成25年度以後の年度分の区民税について適用し、第1条の規定による改正前の付則第4条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る平成24年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この条例（付則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの付則の規定によりなお従前の例によることとされる区税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。